

資料 10

【報告事項 3】

◇自家用有償旅客運送の安全確保の
徹底について

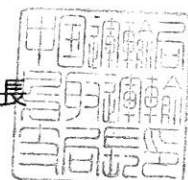
鳥取運輸支局



鳥運輸第343号
平成28年2月5日

鳥取市生活交通会議会長 殿

中国運輸局鳥取運輸支局長



自家用有償旅客運送の安全確保の徹底について

平素より運輸行政に対し格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、去る1月15日、長野県北佐久郡軽井沢町の国道18号線において貸切バスが対向車線をはみ出して崖下に転落し、15名が死亡し、26名が負傷するという誠に痛ましい事故が発生しました。

輸送の安全確保は、自動車運送事業者の最大の使命であり、このような事故は国民の生命、身体及び財産を害するとともに、運送事業そのものの社会的信頼を大きく失墜させるものであります。

自家用有償旅客運送は、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要である運送に限り、自動車運送事業の例外として認められているものです。このような立法趣旨から、自家用有償旅客運送については、自動車運送事業とは異なる安全上の要件が課されていますが、輸送の安全の確保は、自家用有償旅客運送者においても自動車運送事業者と何ら変わるものではありません。

つきましては、輸送の安全確保の徹底を図り、利用者の信頼確保に万全を期すため、貴地域公共交通会議（運営協議会）が主催する自家用有償旅客運送者に対し、安全対策及び事故防止の徹底が図られるよう、下記事項について周知徹底をお願い致します。

記

1. 運行管理業務を再確認し、安全確保の原点に立った確実な運行管理を実施すること。特に次に掲げる事項を適切に実施すること。
 - (1) 確実に点呼を実施すること
 - (2) 乗務員の健康状況、過労状況の確実な把握に努めること

2. 乗車中のシートベルトの使用等、乗客の安全確保を図るための周知事項を再徹底すること。
3. 運行に当たっては、車両の点検整備を確実に実施するとともに、乗務員に対して制限速度の遵守をはじめとした道路交通法等の法令遵守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう関係者に徹底すること。